主なる直轄學校の經費（昭和三年文部省統計）

大學	三六、九〇四千円	高師（文理科大）	九二七千円
實業專門學校	一〇、八四五〃	女子高師	五二四〃
高等學校	四、八〇三〃	合計	五五、三〇七千円
專門學校	一、三〇四〃		

五つの帝大、六つの單科大學及高等實業等各教育機關を合せて八十一校に要する直轄學校の經營費は實に四千八百萬圓にも上つてゐる。更に之を學生々徒一人當りに就いて見れば左の如し。

直轄學校一人當り教育費

	一人當り教育費	一人當り國庫支出
帝大（各學部平均）	一、〇六三円	六六七円
單科醫大	三、一二一	一、六九五
高師（男女共）	五四〇	四七一
高等農林	六二七	五〇七
高等商業	二九二	二一九
高等工業	五三八	四三二
高等學校	二七七	一九四
特殊（美術・音樂等）	五三二	四五六

我が直轄學校の爲め、國家が如何に高價の負擔を爲してゐるかは、一目して明かである。然るに他方社會的教育の爲め文部省が支出して居る金額は前者と比較して全く問題にならぬ。曩に政友會内閣當時に於て、茲に着眼して始めて設定した勞働教育奬勵費の如きも、徒に緊縮政策の犧牲に供し、其の本年度豫算額は僅かに七千六百五十圓に過ぎない。夫れは恰も帝大生十一人餘に對する國庫支出額に該當するのみ。文部省自身の調査に據るも全國に於ける勞働教育を行へる箇所は三百八十七箇所に上り、其の被教育者十六萬人に上ると稱す。而して之が總經費は六十六萬四千圓を要するに對し、政府の補助額は僅かに其の百分の一强にしか當らぬのである。一方に數千萬圓に上る巨額の國費を直轄學校に投じながら、他方勞働教育の爲め支出する金額の斯くも零細なるは、後に述ぶる思想問題の見地より云ふも、餘りに辻褄の合はざる事實たるを見逃してはならない。

尙ほ既存大學民營の問題もあるが、之は別論に讓るとして、少くとも内部制度の改善、例へば固定的講座擔任教授制を改むるが如き、其他幾多の方法に依り制度の合理化と經費の輕減を圖り得るであらう。

五、師範制度の改廢

吾人は公立師範、高等師範、竝に現在の文理科大學は根本的に改革するか、又は廢止を必要なりと認む。從來の地方官會議に於ても公立師範を第二部本位に改むべしとの意見が屢々提唱されてゐる程なれば教育制度建直しの機會に於て、師範教育の現制の上に一大考慮を費し、適切なる案を立て教員養成の方法を講ずるが至當であら

う。假に一例を擧ぐれば現在の給費制は總て之を打切ることゝし、今後の小學校教員志望者は中學、實業、女學校等の卒業者又は同一實力あるものゝ中より詮衡し、之を新規定の師範教育機關に入所せしめて、一定年限の教習陶冶をする。而して其の收容人員は豫め各年度の所要數を考慮し成るべく過不足なからしむるやう制限する。即ち自費自立主義の制度とするのである。

更に中等教員の養成も、前者と同一の方針に基き、大學及專門學校卒業者又は之と同一實力あるものゝ中より詮衡して、師範教育の機關に入れ、之に相當期間の教習と人格の陶冶とを經て其の資格を認定すれば宜い。給費制度は同じく撤廢する。

元來師範制度は文化程度の幼稚なる啓蒙時代の發想に基く變則的機關である。故に前世紀來泰西の教育專門家間には、强き廢止論が唱へられてゐるのであつて、其の主なる理由は年少時代より狹く且堅苦しき教育を與へ、實社會と懸け離れたる小範圍に押込むことが人格養成上に有害なりと認めらるゝ點に在る。所謂師範氣質なるものは各國共通の事實であり、其の性格が何となく偏屈となり保守的となりて伸び〳〵とした點が無く、快活有爲の氣質を缺き、常識に乏しきこと等夙に各國の定論となつてゐる。故に師範制度を廢して中等學校卒業生を採用せよとの意見は、決して財政上の問題に發源して居るのではなくて、教育の根本義と人格涵養の上より主張せられ、獨逸は逸早く之を實行に移したのである。

飜つて我國の現狀を觀れば、既に數年前より教員過剩時代となりつゝありて、四十歲を超ゆる小學教員は何時陶汰の運命に遭ふやも知れずと云はれてゐる。殊に昨年來の不景氣に際會し本年の如きは各地方を通じて暴風襲來の觀を呈したのである。蓋し現制の下に在つては、給費制より來る教員義務年限の關係上、府縣當局は每年度師範卒業生を其の管轄內に配置就職せしむる事を事實上に强制されつゝある。然るに地方財政窮乏の爲め、人口增加による各小學校の學級增加數は節約せられ、轉業其他の事情に依る自然的退職者も昨年來著しく減少した。隨つて本年の師範卒業者を配置すること至難となれる結果、已むなく比較的年長者たる校長及上席教員に因果を含めて諭示退職を行はしむると同時に、高給教員と初給教員とを取換へる事によつて幾分地方費を輕減したのである。其の結果として各府縣共二百名乃至三百名內外の教員を整理し之に伴ふ異動數は一府縣五百名以上千數百名にも上つた。斯くの如き我國教育界未曾有の颱風的事實は、要するに教員過剩時代にも拘らず、依然舊時代の師範制度を保持しつゝある禍ひに外ならないのである。

既往十箇年間に於ける小學校教員の平均需要增加實數は、全國を合算して一年約五千人である。然るに年々新たに正教員免狀を下附さるゝ人員は、昭和三年度に於てすら三萬五千人を超え、內師範卒業者は約一萬四千人もある。

（從來全國二十三萬の小學教師中自然退職者約一萬四五千、學級增加數約四五千、計一萬八千乃至二萬人の新陳代謝があり、之を補充するに主として師範出身を以てしたが、近年退職者も少く、學級增加數も經費節減の爲め減少せるに對し、再就職希望者は五千名にも上り、檢定合格者も累增しつゝある。是れ教員洪水時

代を來せる所以である。）

故に假りに一人の師範卒業なくとも、別に一萬八千名以上の免狀所有者が、新たに出る樣になつて居るのであり、一旦退職せる教員の復職希望者も年々四、五千名内外に上るを以て今後の需給關係は少しも心配はない。又假りに給費制より成る現制第一部を廢止しても、既に中等教育を終了せる第二部入學志願者が三萬三千人以上もある。此の數字は無論一昨年來、更に益々增加してゐるのであり、此上現行師範制を此儘に據置くに於ては驕て教員の恐怖時代が來ないとは限らない。

此の事情は中等教員に於ても同じ現象を呈しつゝある。卽ち中等教員に對する年々の需要增加實數は約三千人であるが、一方其の免狀授與數は九千百二十七人（昭和五年度は一萬八百七十七人）、其内高師及臨時教員養成所等の官立機關出身は一千六百十人だけである、隨つて高等師範（文理大）より一人の卒業者を出ださずとも、教員の供給には事缺かない。況や上記免狀下附數以外、大學卒業者の殆んど全部は中等教員有資格者であり、專門學校卒業者中にも同樣多數の有資格者あるをや。そして實際には、是等の有資格者も頻りに就職の途を中等學校に求めて居るのであるが、是又過剩の爲めに所謂知識階級の失業時代を苛烈にしつゝあるのである。此間高師卒業者のみが、就職難の圈外に立ち且つ初給九十圓を受けつゝあるは、多年全國に網を張れる高師出身の先輩が年々の增加數約三千の椅子に對して、事實上の就職優先權を彼等に與へて居るからであり、それだけ高師以外の有資格者は採用の途を狹められつゝあるのである。故に官公立兩種の師範制度の如きは教育界の需給關係より見ても、又學校卒業生の特權打破及機會均等主義の要求より見ても何等か大に改造の必要に迫られつゝある。

（尙特權打破、機會均等の問題に就いては更に論究すべき事項多きも、上來の記述に依り、大體の要旨は既に推知し得られよう。）

從來師範教育關係者は國民教育、中等教育の城廓に立て籠り、寧ろ之を獨占せんとするやうな教育界の特權階級的の思想がある。是等の人々は教員たるの人格が現在の師範教育制度に依らざれば涵養出來ぬやうに考へてゐるらしいが、そは狹隘固陋の思想である。本來師範教育の第一の主旨は國民の師表たるべき人格養成に在る、快濶明朗なる伸び〳〵とした自立主義の人物を造り、之にはつきりした國民精神の生きた魂を打込むに在る。現在思想問題の根源は何としても國民養成の機關たる師範教育の根本的改善に俟たねばならぬのであり、殊に最近相踵いで表面に現はれ來る教員思想問題の事實に徵して、痛切に改革の必要を感ずる。

六、教育費の輕減

以上吾々は教育制度及施設の建直しに就いて特に重要なる數箇の問題及其の對策を提擧したが、次に之を中央及地方財政より觀察せば何うか。既に云へる通り吾人の改革案は決して經費節減が唯一の目的では無い、夫よりは教育の實際化が主眼であり、別の言辭では、教育制度の合理化と妥當化を根本義とするのである。だが之に依つて國民の負擔が輕減さるゝに於ては、其の效果は益々大である。

近年文部省一般會計豫算は歳出一億五千萬圓內外にして內義務教育國庫負擔額七千五百萬圓（本年は八千五百萬圓）を除けば前記直轄學校費が最大の主目である。然るに上來吾人が指摘概說せる理由に基き、根本的に教育各制度に適當なる改正を加へ、殊に高等學校、男女高等師範及文理科大學竝に臨時教員養成所の改廢整理を斷行し、或は官立諸學校に無益なる二重三重の設備を撤廢し、或は學科の上に當然爲さるべき整理廢合を行ひ、或は生徒定員の減少を爲し、或は合理的方法に依る教職員の整理改善を行ふ等、各種の改革を斷行するとせば、爰に相當の經費の節減を爲し得ることは確かである。

更に地方教育費は約四億七千萬圓に上つて居るが、其の內主なるものは

地方教育費要目（單位千圓）

種別	道府縣費	市費	町村費	計
小學校	二二、五九〇	八三、三八九	二二五、〇〇九	三三〇、八九八
中學校	二八、二六四	七二七	二七五	二九、二二六
高等女學校	一五、三七一	三、二七〇	三、四〇〇	二一、六九一
實業學校	一九、七二九	七、六七八	一五、五八〇	四二、五八〇
師範學校	一五、九六四	—	—	一五、九六四

地方費に依る大學、專門及高等學校もあれど略す。　（昭和三年度分文部省統計摘要）

これも亦前記の理由に依り、適當なる制度の改正に伴ふ廢合、及び地方事情を參酌しての學校の整理、竝に生徒定員の減少、無益なる設備、重複せる機關の改正、或は學級の廢合、校舍の簡素等、幾多改善整理の途を斷行することに依つて、相當額の節減を爲し得る。而して更に現制度に對する劃一打破其他の改善を行ふに於ては、三億圓を超ゆる小學校費の一割乃至二割を輕減すること決して不可能とは思はれぬ。隨つて教育制度改革に依る國民負擔の輕減は、倫敦海軍條約の如き落穗に似たる一時的減稅などと同日の談ではないのである。

已上述べ來つた理由に依り中央及地方の教育費に相當の節減を期待し得ることは確實であり、斯くて多額の教育費に困しむ地方の財政を緩和し、一般地方民の凡てが惱み居る子弟の教育費に對する大なる負擔の輕減となることは必定と信ずる。

七、思想問題と教育

轉じて我國現時の思想問題を考察せんか、そは嚴肅なる國本問題であり、何物をも超越せる國民生活上の信念問題である。故に深く之を考究すれば形而上の問題に立入りて理義を明かにせなければならないが、それは別の機會に讓りて、玆には只上來記述せる教育上の制度施設と關聯して、其の對策の一斑を述べて見たい。

言ふ所の思想問題が、思慮ある國民をして、其の重要性を痛感し憂慮せしむる理由は一にして足らざれども、就中世上の耳目を刺戟せしむるは高等教育を受けたる青年學徒が、不穩の思想に感染し、危激の行動に走りつゝある事である。そは誠に悲しむべき事實であるが、然も之を一面より見れば、明治教育の缺陷とも幻滅とも認め

られなければならない。殊に危險極まる治安維持法事件の被告が官立の大學生及其の出身者に多く、又所謂社會科學事件が官立高等學校生徒の間に頻々として起りつゝある事實は、何としても尋常の沙汰ではない。本來は同じ學生間にても、大なる誇りと滿足とを持つべき筈であり、又實際に於て最も多くの苦心を經て目的の學校に進んだ彼等である。然るに彼等は意外にも何故に國民思想の破產者となつたか。

それは卽ち現時の教育制度が、國民の實生活と懸け離れて居るからである。殊に現制度の本家本元たる官立學校が他の公私立よりも、より甚しく因襲的であり、官僚的であり、實社會と沒交涉なる殿堂的教育を與へられてゐるからではないか。最も國風を尊重し、人格涵養上の效果を期待せらるゝ官立から、最も多數の背教者が出たと云ふ事は、餘りにも皮肉の樣であるが、其處に現制度の時代錯誤が發見されるのである。

思想は概ね事實の反射であると云はれて居るが、極端なる破壞主義者の頭には常に現實を詛ふ病的觀念が宿つて居る。それは生活の苦難に精神の激動を受け、そして社會の罪惡、不公平、不合理等、專ら暗黑面のみに眼を注ぐからである。故に思想問題の根本對策としては、矢張り國民生活の安定幸福を計り、社會の缺陷を匡正し、暗黑面を明朗にするが第一要件であるが、教育方面に在りては、實社會との調和を計り、國民現實の要求に適應せしむる事を以て最要の方針とせなければならぬ。

然るに我國現時の教育は何うか、例へば多年螢雪の苦を積みたる學校卒業者が如何に實社會に受け入れられて居るか。父兄は頻りに彼等の立身出世を待ち佗びて居るが、就職地獄の繪卷物は益々深刻味を加へつゝ彼等の眼前に展開される。社會局調査による大學及專門學校卒業生の就職率は昭和二年が六五%、同三年五四%、同四年四六%、昨年以後の分は尙不明なれども、本年の如きは恐らく三〇%臺にも激落して居るであらう。

然も此の推算は歸國して家事を手傳へる多數の未就職者を含まないのである。具體的一例を語れば

諸官省採用者應募者數（昭和六年四月）

採用人員　應募者概數

	採用人員	應募者概數
內務	三〇	五〇〇
大藏	五	九〇
遞信	五	二五〇
鐵道	一〇	四〇〇

	採用人員	應募者概數
農林	六	一〇〇
商工	五	二八〇
拓務	五	一〇〇
計	六六	一、七二〇

尙本年の東京帝國大學卒業生一九七八名の就職關係を調査せるに（五月二十日現在）

文科系（法、經、文學部）卒業生數一四一六、內就職者五六二、此就職率三九%

理科系（理、工、醫、農）同　五六二、同　四六四、同　八三%

此內最も悲痛なる事實を示せるは五百七十二名の卒業生を出せる法學部の就職者が僅に百四十六名、卽ち二六%、同じく文學部卒業者三百二十三名に對する就職數が百〇九名、卽ち三一%に過ぎないことである。

斯くの如きは單に一端の例に過ぎない。

此の悲痛なる事實に直面して現行教育制度を顧みる時、今日の學問は果して何の用を爲し、何の爲めに長年月を學窓に費せしかゞ解せなくなる。教育は無論高等浪人を製造するが目的ではない。併し乍ら事實は斯くの通り

である。其處に現制度の破綻がまざ〳〵と見せつけられてゐる。換言せば實社會の要求に適合してゐないのである。其の證據には同じ就職難時代に在つても理工系の就職率は七六%、農林系は五九%なるに對し、法文系は三八%と云ふ數字が昭和四年度の卒業者の現統計に示されて居る。そは卽ち法律、經濟、商科及文科系の甚だしき生產過剩を物語つてゐるのである。吾々が旣述の提案は、此の事實に照らして一層妥當的なる事を知り得やう。

知識階級の就職難は、何等の疑も無く今日の思想問題と密接の關係なくては止まない。況やそれが大學其他の高等教育を受けたる多數の學徒を含むに於てをや。先づ彼等に職を與へよ。職を與へ得べきやう教育制度を建直せ。夫れが思想問題解決の鍵ではないか。是れ卽ち教育の實際化を基調とし、社會現實の要求に應じ得るやう舊き殿堂に一大改築を加ふる必要ある所以である——學校卒業生の特權打破、機會均等主義の適用が思想問題對策として重要意義を有する事も同時に見忘れてはならない——。

尙ほ見逃し難きことは物質萬能の風潮である、而して此の風潮を造り上げた責任は、明治以來の教育の一大缺陷である。人間には物質の存在の外に精神の存在がある、社會にも國家にも勿論物質以外に精神の儼然たる存在がある。この精神的存在が永久に滅びてはならぬのである。明治より今日に至る精神方面の教育は、形式に於ては或は整備せるかも知れぬが、肝腎の生きた潑剌たる思想の躍動を缺いて居る、これが現在の思想國難を齎し、近くは高等教育を受けたものから背教者を生じた所以である。故に吾人は社會に對應せる教育の實際化を企圖すると共に、その社會國家の立脚する重大なる精神的存在の根柢を最も明白に意識して、之を涵養する生きたる精神教育の復活を主張するものである。而して前節に述べた如く生活と人格とは歸一すべきものであるから、教育制度を改革して、教育の實際化、生活化を圖り、その內容には勿論精神教育の充實を期すべきである。

思想問題の解決は難中の難事業である。だが前述の方針に依り、教育制度及施設改善の實現を圖るに於ては、確かに有效なる結果を齎すことゝ信ずる。

第十　行政機構の全般的改革

一、行政改革の根本的方針

最近、行政及稅制整理問題は又一種の流行語となつてゐる。併しながら若しもそれが單に經費を切詰め、豫算の辻褄を合すことを目的とするに止まらば、其の效果は寧ろ知るべきのみである。從來とても同一の叫びは屢々喧傳し、恰かも政界に於ける年中行事の如く蒸返されて來たが、本質的價値ある整理は明治政府あつて以來殆んど行はれた例が無く、いつも夏の夕立雲の如く起つては消える。何故かといへば唯だ目前の歲計を切盛りするだけの必要に迫られて一局一部の改廢や、天引主義の遺繰りに一時を糊塗せるに過ぎないからである。

世人の知る通り歐洲各國は大戰の終熄後競つて復興の大業に精進し、其の第一打着として盛に國政の改造に努力した。千古未曾有の世界的大亂の激動を受けて國民生活の實情が思想的にも經濟的にも其他總ての方面に一大

變化を惹起したからである。然るに我國は戰亂の巷を距ること遠く、鐵火の洗禮を受けざりし關係もあり、今日に至る迄改造の機運に取殘された。大體現時の行政組織は明治十九年に原型を鑄られたものであり、爾來五十年近くも其の傳統を守り、長く足踏みを續けて來た結果、到る處に官僚主義の遺習や、形式主義の殼や、中央集權主義の餘弊が見受けられる。故に眞實の行財政整理は此の舊型を改造するが根本的要件であらねばならない。それは單なる「整理」ではなくて、本質的價値を有する「改革」を必要とし、文字通りの建直しを急務とする所以である。

勿論、一昨年來暴風的に襲來せる國民經濟の打擊が、改革の機運を促進しつゝあることは事實である。そは恰も歐洲各國が大戰亂の激動に會して舊制度の淸算を行へると同樣、何れの國に於ても强き刺戟なくては有意義なる改造に成功し難き故である。しかし、それだからと言つて單に歲計上の赤字を埋める爲めの整理に沒頭するが如きは、從來繰り返されたる天引主義の豫算節減と何等の差異なくして、結局は飯の上の蠅を逐ふの類に過ぎない。時代が要求し、國家が切實に希望する所は斯かる姑息の整理にあらずして國政一新を基調としての根本的なる組織機構の建直しである。明治以來持ち古されたる傳統の殼を棄てゝ昭和維新の實を擧ぐるに在る。

之を通俗的にいふならば、現に必要とせらるゝ改革の目的としては、國民の迷惑しつゝある制度を改廢することが主眼であらねばならぬ。そして國民の實生活に適合するやう其の組織機構を取換へることである。慣用語に隨へば事務簡捷、能率增進、無駄排除の趣旨を實現するに在るも、更に其の意義を分解すれば

行政機構の合理化
行政機構の經濟化
行政機構の正義化
行政機構の簡易化
行政機構の自治化
行政機構の民衆化

單なる經費節減を目標とするだけでは足りない、少くとも是れだけの用意を有し、これだけの要件を具備するにあらざれば、眞の改革も整理も望まれない。それは卽ち吾々の主張する改革の方針であり、指導精神である。

二、改革の要目

それで如上の方針を如何に具體化すべきかといふに、改革の對象は實に廣汎であり、中央地方に於ける現在の制度及法規の全部面に亙るのである。例へば樞密院及貴族院の改廢や、統帥權問題の如く其の內容如何に依つては憲法の改正を先決條件とするものもあれば、官制や町村制等の改正を必要とする事項も甚だ少くない。隨つて其の一々に亙り精密に改革案を述ぶるには多くの時間と勞力を要する。

それよりは今日、我が國民が現實に最も急務を感じつゝある問題は何であるか。別言せば、國民は如何なる改

革を眞先きに緊要とするか。最も手近にして、然も效果的なる改革の目標は如何。言ふ迄も無く中央及地方官廳の機構改善を第一とする。其の目的が國民の迷惑とする障碍を取り除き、實生活に適合せしむるに在るは無論である。

此の觀念に立脚して我國輿論の趨向に照らすに、既に大體の見解の概ね合致してゐる事實が極めて多い。便宜上之を項目的に列記するならば、（國防及教育の事は上章參照）

一、內閣官制改正
二、監督事務の統一
三、地方制度の改正
四、政府事業の整理
五、文官任用制度の改正
六、其他の改正事項

(1) 豫算の編成方法を簡明にすること
(2) 年度末に於ける豫算濫費の弊を匡正す
(3) 會計檢査院の機能を擴張且嚴明にす
(4) 俸給令の改正（第五章參照）
(5) 恩給令の改正（同　上）
(6) 機密費を整理減廢す
(7) 賞與金を合理化す
　（現行會計法には本來營利事業にあらざる官廳なるを以て賞與の規定なきに拘らず俸給額の殘額を賞與に流用しつゝあるは不合法と見られる）
(8) 各省の調査委員會を整理す
　（現在殆んど有名無實の內職的掛持委員多きを廢す）
(9) 囑託員を整理す
(10) 官舍及學校等の建築を質素にす

〔備　考〕前記機密費は年額五百萬圓。賞與は一般會計に於て二千三百萬圓、同特別會計に於て四千二百萬圓、合計六千五百萬圓（昭和四年度）、囑託員費は年額七百萬圓。

別に植民地に對する制度施設の改革を必要とすること勿論なるも、そは暫く別問題として、右に列記する所は世論の大體に合致せる改革案であり、しかも其の主要なる點は我黨が多年之を提唱して輿論を開拓し來れるものである。故に茲に各項目の說明は省略する。

三、改革の前提要件

さて上述の方針に從つて前掲各般の改革を具體化せんとするに方りては、何よりも先づ國民の力強き支持と後援とに俟たなければならないが、此間特に十二分の用意と理解とを缺くべからざるは第一に各省割據の弊を打破することであり、第二は從來の執務法を改めしむること、第三は法科萬能主義の排除である。又改革案の實質的方面よりいへば、認可許可主義の改廢と、所謂警察政治の改善が急務であり、更に政府事業の整理が單に行政及財政關係のみならず國民經濟上極めて重要なる意義を有することを知らねばならない。

凡そ我國の如く各省割據の弊害甚だしきは文明國中其の例を見ざる所であり、精密には省内の各局及課までが明治以來それ〴〵城廓的因襲觀念を保持し、之が爲めに常に權限爭ひや、豫算分捕主義の露骨に行はれつゝあるは夙に世人の耳目に觸るゝ事實である。例へば電氣事業に關して内務、遞信、鐵道の各省間屢々問題を生ぜるが如き、或は國民の體育問題に關してすら、文部及内務兩省間に繼張爭ひに類する論議を見るが如き、殆んど常識を以て考ふべからざる程の割據主義が現實に持ち來されつゝある。それ故に拓務省を廢すといへば直ちに拓務大臣が抗議を提出し、遞信、鐵道を併合すといへば亦双方より反對論の湧出すべきは火を睹るよりも明かである。斯くては到底各省の併合も局課の改廢も容易には行はれない。各省大臣は本來國務大臣としての連帶責任を有するものなるを以て、斯かる情弊を匡正すべきが正當なれども、實際にはそれも殆んど不可能の狀態である。これ

特に無任所大臣を設けて總理を補佐せしむべき必要を一般に認められつゝある一理由であるが、如上の改革を遂行する爲めには、第一に此の障碍を乘り越えねばならない。然らざれば如何なる名案も机上の空論に終ると同時に、國民は依然として各省割據の犧牲となり重複せる監督の下に煩雜なる掣肘を受けるのみならず、合理的なる國費の節減も期待し能はぬのである。

次に從來我國に於ける官廳の執務は常に屬僚本位の觀を呈し、それが局長及次官を經て大臣の決裁を得るまでには數十箇の檢印（實際は大部分が盲目判）を要するのである。隨つて些々たる一事項も數十日を經ざれば決定せずして人民はお百度を踏まされるのである。加之、總ての計畫、總ての施設は殆んど皆屬僚の手に依つて立案され、大臣は坐して之を待つといふ狀態なるが故に大局の方策に缺くるは言ふ迄もなく、苟くも權限の移動及縮小又は人員の整理に觸るゝ改革案に至つては、屬僚それ自身の地位進退に關係し來る處れあるを以て、何れも其の立案を避ける。故に今後の方針としては執務の中心を事務次官又は局長に置くを至當とする。さすれば普通の事務は自然に簡捷敏速となり無駄排除の實をも擧げ得るのである。

之と同時に根本的に匡正せられざるべからざる弊風は法科萬能主義の禍ひである。明治の官僚政府が自己の便益の爲めに規則づくめの制度を立て、之を運用する必要上極めて窮屈なる文官任用令を設けたる結果として、我國の官吏は法律屋にあらずんば人にあらざるが如き觀を呈し、隨つて一切萬事が形式的及劃一的となり法規の末節に囚はるゝ傾向を助長したのである。其の著しき實例としては、未だ三十歳に達せざる學校出たての若輩が學

務部長の椅子に凭りて老教育家に訓令を發するが如き、又は何等醫事の素養なくして衞生課長となり、或は毫も理科的知識なきに拘らず土木局長となるを寧ろ常態とされ、しかも之を當然としても毫も怪しまぬのである。斯かる事は只法律の心得だにあらば、教育を知らず、衞生を知らず、將た土木を知らず、語を强むれば何等實社會を知らず、又特殊の知識技能なくとも敢て行政の運用に差支へなしとするが如き謬見に淵源するのであり、隨つて斯くの如く世間の實情に疎き局課長に指揮さるゝ部下と、許可權を握らるゝ人民こそは、實に迷惑千萬といはなければならない。

所謂繁文縟禮、お役所仕事の能率低きは夙に國民の痛嘆する所であるが、其の原因も亦法律萬能主義の罪であり、又斯かる制度あるが故にこそ學務部長を以て警察部長の踏臺とし、警察部長を以て內務部長への腰掛けとなすが如き鰻上りの行程を普通視し、官界を擧げて所謂浮草稼業の舞臺化せしめ、國民の實生活とは緣遠き別世界と看做さるゝやうの結果を招いたのである。人おの〳〵能不能あり、教育を尊重するものは生涯を擧げて學務部長たるも尙長しとせず、其の衞生及土木等に於ける亦同樣であつて職務に高下は無い筈である。然るに我國の官吏は法律萬能主義に誤られたるため、眼中法規あることを知りて經濟なく產業なく國民生活の實情も理解せず、總て職務を地位昇進の繩梯子と爲すが如き狀態を馴致せるは國家に取りて寔に大なる損失といはねばならない。是れ文官任用令及試驗令を改正するに方り斷然改善を要する點である。

四、認可許可主義の整理

尙一歩を進めて行財政整理に必要なる實質的要件を指摘するならば、そは在來の認可許可主義を銳斷的に改廢するに在る。假令各省を廢合し或は中央及地方各局課の併合を行ふとも、若し此の認可許可主義を改めざる時は人民の迷惑は事實上に於て少しも取除かれざるのみか、官廳の事務は少しも減ぜない。事務が減ぜられなければ矢張り何等かの名義に於て從前と同樣の人手が必要となる。さればこそ曾て屢々行財政整理は行はれたれども、そは只一時の形式に止まりて實際は一旦退職せるものが囑託其他の名義を以て依然官廳に殘り、そして兩三年後には又元々通りとなつてしまふのである。單に省局課を廢合しても官界は唯大臣、次官及局長等の數名を減少するに止まり、隨つて之に依つて浮き出す經費も極めて僅少に過ぎない。かゝる整理は表面的にこそ大袈裟に見ゆれど眞實の價値は極めて貧弱無意義である。

現在我國には上は內閣より下は市町村に亙りて所謂認可許可事項が無慮數萬の多きに上り實に煩瑣を極めてゐる。中には旣に死文に類するものもあれば却つて邪魔になるものも少しとせない。明治の初期乃至中期に在つては國民未だ新時代の法治組織に慣れざりし爲め、巨細の事總て御上より命令し規則づけ、國民に過ちなきを期するの必要もあつたらうが、今日は旣に教育も進歩普及し、國民の自治能力も著しく發達してゐる。現に普通教育の普及は世界に於ても羨望せらるゝ程であり、又交通及通信機關等も三四十年前と比較せば隔世の感がある。故

に國民の實狀に卽して從來の認可許可事項を根本的に整理せば恐らく其の數を三分の一にも五分の一にも減少し得べきと同時に、中央政府の管掌事項を道府縣に、道府縣のものを市町村へと移管し、能ふ限り自治權の擴充を圖るが至當であらねばならない。

或は之が爲めに法規違反者の輩出を憂慮するものあらんも、そは罰則を設けて制裁を嚴にせば足りるのであり又假りに從來よりは幾分の違反增加を示すとしても、全局より見れば百人中一人か、千人に數名の事に過ぎない。百分の一にも足らざる少數違反者を處れて大多數の國民に繁雜極まる手數と時日を浪費せしむるは、既に普選時代に進める國民を蔑如するものである。斯かる狀態を墨守するが故に、例へば一箇の建築物の出願に數ケ月の日子を要し、或は些々なる借家明渡し事件に往々數年を要するが如き忍苦を國民は覺悟せねばならぬのである。常識的には五分間にて解決することも、お役所の手にかゝれば幾十日の手數を餘儀なくされる。皆認可許可主義の餘弊である。裁判事件は愼重を要すれども、是れとて常識的に遣れば卽決的のもの少からず、又民事々項中には自治體に移して差支なきものもあらう。若し司法關係の人員不足が事件遲延の眞原因なれば、最も直接的に國民の利害に緊切の影響ある此種の方面には人手を增して可なりである。整理は必ずしも人員の減少のみを意味せない。減ずべきを減ずると同時に、增すべき必要あるものは之を增すが當然であり、それが行政の合理化、實生活化である。

かくして今日の認可許可主義を整理改廢さへすれば、我が中央及地方官廳事務は激減するに相違無く、隨つて現在所要の經費は半額內外の限度にても足るべしとは官界の實情に精通する人々の共通的見解となつてゐる。或は此種の整理改廢を行へば、それだけ官吏の失業者の增加すべきを懸念する論者もあらんが、官廳は決して失業救濟所で無い。少數官吏のために多數國民の迷惑を措いて顧みざるが如き官僚主義の遺風を改めねばならぬ。

殊に吾々は別に產業五箇年計畫其他の方策に依り失業者の活用を圖り、餘剩人員を生產方面に誘導轉換せんとする用意を持つてゐるのである。故に浪人製造の虞れはない。

繰り返し云ふが眞の整理は何よりも先づ認可許可主義の改善に在る。各省及局課廢合の如きは假りに之を半減すとも所詮二箇の五合桝を一箇の一升桝に取換へるに異らない。多少の效果ありとしても其の中味は變らないのである。認可許可主義を整理する事に依つて事務簡捷、能率增進を圖るにあらずんば、何程の實績も期待し能はぬ。

尙所謂警察政治を改正し、殊に衞生、醫事、建築、土木等の事務を自治體に移すことは、是れ亦國民一般の要望である。

五、政府事業の徹底的整理

最後に吾々は此際政府事業の徹底的整理について一言を加へたい。一體政府それ自身が民間の營利事業と類似する多くの機關を持ち、且つ多額の官有財產を所有するが如きは、特殊の例外を除き、原則として寧ろ矛盾であ

り不妥當である。無論露國の如き政體は問題外であり、少くとも我國現實の要求としては可及的に政府事業の民營化又は官民合同企業組織に改むるが合理的である。而して政府は純然たる公益機關とし、民營的には成立し能はざるもの、若くは民營事業たらしむるを國家の不利と認むるものに限り其の施設を肯定さるべきである。

何故に政府事業の民營化を妥當とするかは左記の事由を見れば直ちに理解される。

（1）民營事業が發達して國民經濟力が擴充される。

（2）生產能率が增進し資源の開發と利用が敏活有利となる。

（3）官民間に於ける事業競爭の弊が排除される。

（4）財政上の負擔が輕くなり國債も減少する。

（5）此の資源をより效果的なる方面に活用される。

現在我國の官業及官有財產總額は八十億圓以上と計算されてゐるが、其內の大部分は政府事業に屬するものであり、殊に特別會計所屬のものが頗る巨額を占めてゐる。それで既記の通り一般會計中の電話事業を始め、特別會計中の鐵道、製鐵所及製絨所等を民營及半官半民とし合同企業の形となすに於ては、民間の經濟界は著しく其の事業範圍を擴大し、それが又直ちに國民經濟を振興せしむる刺戟力となるのである。

由來我が政府事業が如何に經營せられつゝあるかは、俗に所謂お役人の仕事といはるゝ國民の熟語が夙に證明してゐるのである。例へば比較的能率良き鐵道事業の如きも私設鐵道に於ては一哩當り從業員九人なるに對し、官設のそれは實に二十八人となつてゐる。勿論兩者の施設經營に種々の差異あるが爲めなれども、官營事業が民營と比較して高價なるは既明の定論である。況んや官營事業のために、絕えず民業が壓迫されつゝあるのみならず、政府自身としても鐵道其他のために年々公債の發行を必要とする。何れの點より觀察しても政府事業の整理は重要なる急務であらねばならぬ。

之を以て吾々は官業及官有財產を整理改廢する事に依り國家の財政及國民經濟を有利にすると同時に、其の資源を運用して之を產業五箇年計畫其他の生產的方面に活かすの方策を主張するものである。斯くせば假令政府事業の或るものは撤廢又は縮小されても、其の從業員は民營に引繼がるゝのみならず、產業五箇年計畫其他の新施設に依り、百萬の失業者も知識階級の未就職者もそれ〴〵適當の生業を獲得し能ふのである。これ豈一擧兩得、否、一擧數得の方策では無いか。

上來吾々は行政機構の全般的改革について概略の解說を加へたが。併しながら短日間に其の全部的實現を達成することは容易の業では無い。殊に之を政府部內の吏僚及與黨方面限りの調査審議に待つが如きは初めより不徹底を豫告すると異らない。蓋し現官に在る吏僚の手により現地位を動かすが如き改革案の實行を容易に期待し難きは寧ろ知れ切つたことである。又這般の改革を行ふ爲めには幾多關係法律の改正を要するは勿論であり、單に勅令を以て當面を繕はんとするが如きは甚だ姑息であり不忠實でもある。堂々として議會を開き之を國民の輿論に問ふのが至當なるは言ふ迄もなく、又必要の場合は議會を解散して可否を國民の總意に決すべきである。

苛烈なる國民的苦難は益々擴大激化の趨勢を示し、其の實情に於て如何なる國難にも劣らざる未曾有の時艱を訴へつゝある。此の非常時に方りて區々の彌縫手段に耽るは却つて國難を深刻化するを怖れざる罪惡的秕政といはざるを得ない。其處には異常の覺悟と決斷とを要する。異常なる覺悟と決斷とは國民の要求に合致する根本的經綸と內外の實情に適應する積極的國策が無ければならない。

單なる赤字埋めの整理は退嬰的であり、何等建設的價値を有しない。國民の切實に要望する所は、此の國難を無策に傍觀し、一時の責を遁れんとするが如き其の日暮しの政治では無くして、自主自立的なる建設的國策である。國政一新を基調とする制度法規及行政機構の全般的改革は此の建設的國策を達成し、此の空前の國難を打開する爲めの前進的及基礎的作業である。我黨の使命と任務とは日に益々重大性を加へつゝある。

昭和十四年八月廿二日印刷
昭和十四年八月廿五日發行

山本条太郎 論策一（非賣品）

東京市麴町區富士見町一丁目十八番地ノ三
發行者 原安三郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷所 三秀舍

不許複製

發行所 山本条太郎翁傳記編纂會
東京市麴町區丸ノ内丸ビル六二〇區

18-SS 4Z